**平成３０年度　第2回大阪府大阪市医療・病床懇話会**

日時：平成３０年１１月１２日（月）１４：００～１６：００

場所：大阪市保健所　研修室２

委員出席：１３名出席　（委員総数１５名）

傍聴者：6 名

**■議題（１）地域医療構想推進にかかる大阪アプローチについて**

**（資料に基づき、大阪府保健医療企画課から説明）**

**【主な質問・意見とその回答】**

**（意　見）**病床機能報告は病棟ごとの医療機能で報告するが、地域医療構想は病床での議論である。考え方を教えてほしい。

**（事務局）**病床数の必要量はレセプト点数に基づき試算しているため、比較するのは非常に難しい。この数値は必ず達成と考えているものではなく、現状の医療機能の割合と将来の病床数の必要量の割合を示したものである。

機能分化の目指すべき指標とするものであり、当面この数値で進めていきたい。

**（意　見）**在院日数が短くなると実質の病床数は増えるとの議論があるが、どう考えているのか。

**（事務局）**病床数の必要量は２０１３年度レセプトデータを基に試算されており、在院日数が短縮傾向にあるため、再試算の声もあるが、医療需要が少なく試算される可能性のある都道府県も多く、見直しは難しいと考える。

**（意　見）**大阪アプローチの指標となる根拠が異なるように思うが、今後、診療実態分析にあった見直し等を行うと考えていいのか。

**（事務局）**診療実態分析は、各都道府県で考えることになっている。大阪アプローチは４つの指標を用いて分類しており、これが最善の方法だと考えているが、意見を受けながら必要に応じ検討、見直しを行っていきたい。

**（意　見）**地域急性期に分類した時の診療報酬はどう変化するのか。看護体制等も変更しないといけない

　　　のか。

**（事務局）**今後の経営のあり方について考える材料として、重症急性期、地域急性期に便宜上分類したものであり、診療報酬を縛るものではない。

**（会　長）**地域医療構想とは、各病院が将来の病院経営について考えるものであり、過剰な病床への転換に対し、知事権限で中止命令や要請ができるものである。

**■議題（２）大阪市二次医療圏における地域医療構想の今後の方向性について**

**（資料に基づき、大阪市健康局健康施策課から説明）**

**【主な質問・意見とその回答】**

**（会　長）**過剰な病床への転換を考えている病院に対して、説明を求めるかどうかを本懇話会で議論すべきと考える。

**（意　見）**北部基本保健医療圏の医誠会病院と、東部基本保健医療圏の城東中央病院が、全ての病床を過剰病床である高度急性期に転換しようとしていることについて、大阪府医師会としては地域医療構想調整会議である保健医療連絡協議会の場で両病院からの説明を求める。

特に城東中央病院は、回復期機能を担っている地域包括ケア病棟や慢性期機能を担っている障害者病棟まで全て高度急性期に転換することに対し、説明する必要があると考える。

**（会　長）**病院の合併後に機能が変わるのはとんでもない話かと思う。地域で担ってきた役割があるなか、全て高度急性期に転換するのは理屈に合わないと思う。

**（事務局）**非稼動病床や病床転換に関して、保健医療連絡協議会で説明を求める病院となるのか、本懇話会で意見いただきたい。

**（会　長）**医誠会病院と城東中央病院の２病院については、保健医療連絡協議会の場にて病院からの説明を求めることを本懇話会としての意見としてよいか。

＜全員一致で異議なし＞

**（会　長）**他の病院については特に意見等が無いため、説明を求める必要はない。

**■議題（３）大阪市二次医療圏における第７次医療計画の取組状況の評価について**

**（資料に基づき、大阪市健康局健康施策課から説明）**

**【主な質問・意見とその回答】**

**（意　見）**医療計画では、在宅医療の医師確保について記載しているが、医療関係者等についても考えていただきたい。また、医療的ケア児の成人期移行の体制については、どのように検討しているのか。

**（事務局）**在宅医療の医療関係者等の拡充については、府の基金事業で行っているため、連携しながら検討していきたい。

医療的ケア児については、大阪市では重症心身障がい児者のコーディネート事業を実施しており、重症心身障がい児者についても成人期移行の問題があり、地域でのかかりつけ医を持って、在宅医療が受けられるように、研修会の実施や、協力医療機関の拡充を諮っているところである。この事業を医療的ケア児にも繋げていけるように取り組んでいるところである。

**（意　見）**小児慢性疾患の成人期移行についてはどうか。

**（事務局）**この事業のなかで、繋げていければと考えている。

**■議題（４）有床診療所の新設に関する「基準病床数の特例措置」の活用について**

**（資料に基づき、大阪府ライフサイエンス産業課から説明）**

**【主な質問・意見とその回答】**

**（意　見）**未来医療国際拠点には特例措置で診療所が開設されるたびに議論するのか。

**（事務局）**有床診療所は説明したこの１カ所であり、関連クリニックは無床診療所であるため、議論の必要はない。

**（意　見）**運営主体として、なぜ医療法人ではなく一般社団法人でスタートするのか。

**（事務局）**実績がない状況での医療法人立ち上げが今までにないため、現時点では一般社団法人からスタートし、主体を明らかにしながら具体的な内容をつめていくのがよいと考えている。

**（意　見）**未来医療国際拠点の中に病院も開設するということであるか。

**（事務局）**地域医療に影響を与えないことを前提として考えていきたい。病床機能の変更等があれば、病院についても協議いただく可能性がある。

**（意　見）**病院について、国家戦略特区だと医療圏等は問わないのか。

**（事務局）**国家戦略特区は、医療圏や既存病院の増床も制度上可能であるが、本件については、病院への適応は考えていない。あくまでも国家戦略特区での特例措置を考えているのは、眼科の有床診療所のみである。

**（会　長）**有床診療所について、承認とする。

■**議題（５）その他**

**（事務局）**特になし

**閉　会**